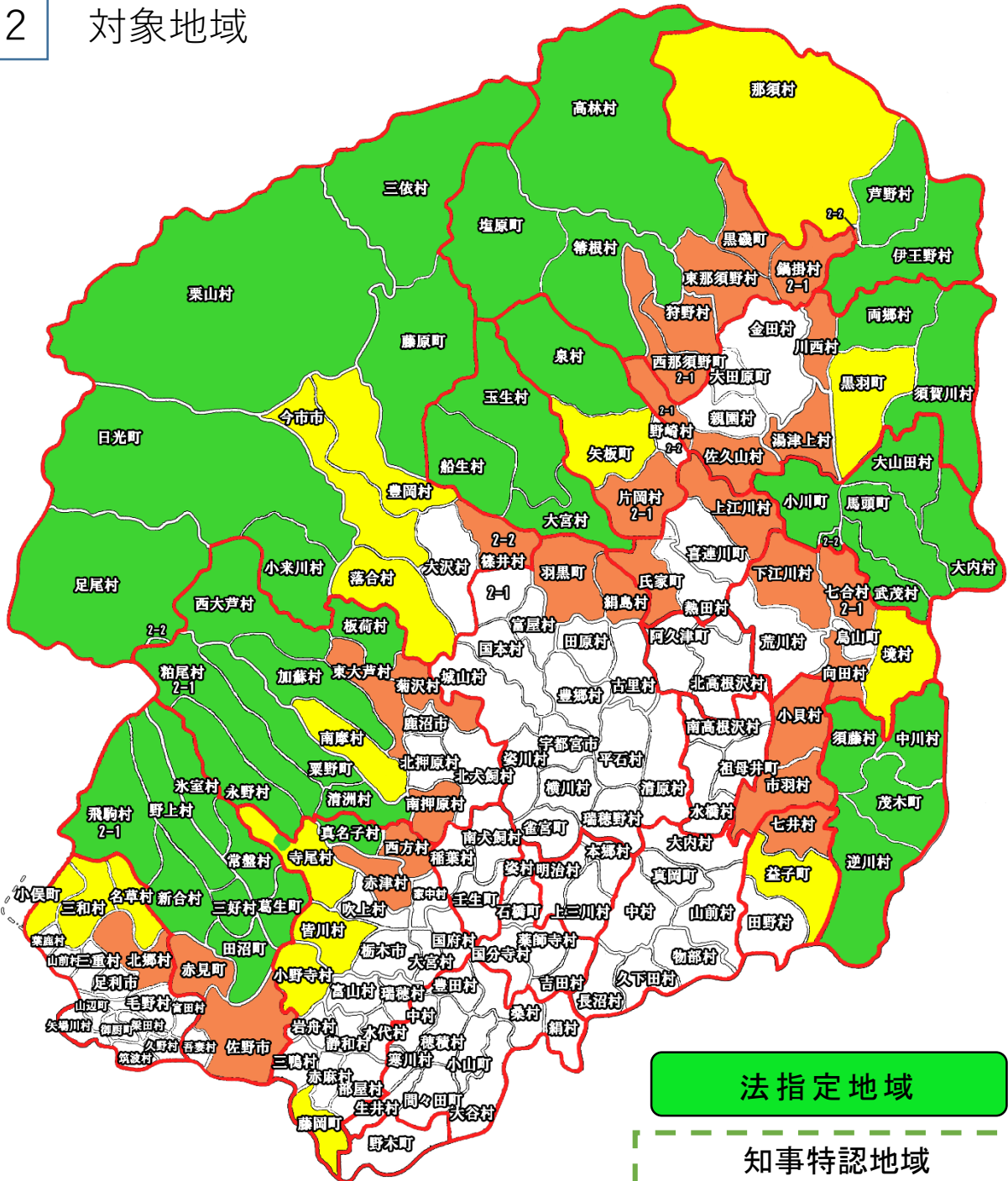


1 制度概要

農用地に傾斜がある等の農業生産条件が不利な中山間地域等で、集落等を単位に農用地を維持・管理する協定を締結し、その協定の内容に従って、5年間農業生産活動等を継続する場合に、対象農用地の面積に応じて一定額が交付されます。

事業実施のためには、「対象地域」と「農地の要件」を満たすことが事業の実施要件になります。

2 対象地域



法指定地域

知事特認地域

法指定地域に隣接する地域

農林統計上の中山間地域

図 栃木県の中山間地域等直接支払制度（第5期対策）の対象地域

3

制度の対象となる農用地

	法指定地域	知事特認地域
対象地域	中山間3法指定地域（特定農山村法、山村振興法、過疎法）及び指定棚田地域（棚田地域振興法）	①中山間3法指定地域に隣接する旧市町村 ②農林統計上の中山間地域
面積合算の考え方	<u>点在する複数の団地の合計が1ha以上</u>	<u>急傾斜農用地と連坦する緩傾斜農用地の合計が1ha以上</u> ※緩傾斜農用地のみでは対象となりません
対象農用地の基準	○市町が事業要領に定められている基準から設定します (1) 急傾斜地 (2) 緩傾斜地 (3) 小区画・不整形な田（未整備農地）等	○県が指定する以下の基準 (1) 急傾斜農用地 (2) 急傾斜農用地と連坦している緩傾斜農用地
対象農用地の要件	<ul style="list-style-type: none"> 市町が定める「促進計画（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画）」の区域内に存する農振農用地区域内の「<u>一団の農用地</u>」。 「<u>一団の農用地</u>」とは、集落協定に基づく農用地保全に向けた<u>取組活動が行われる団地の合計が1ha以上</u>のもの。 	

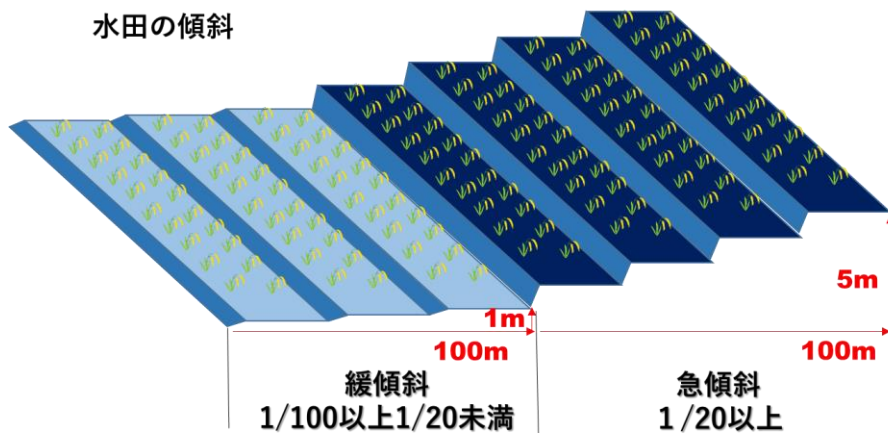


図 緩傾斜と急傾斜（水田）の定義

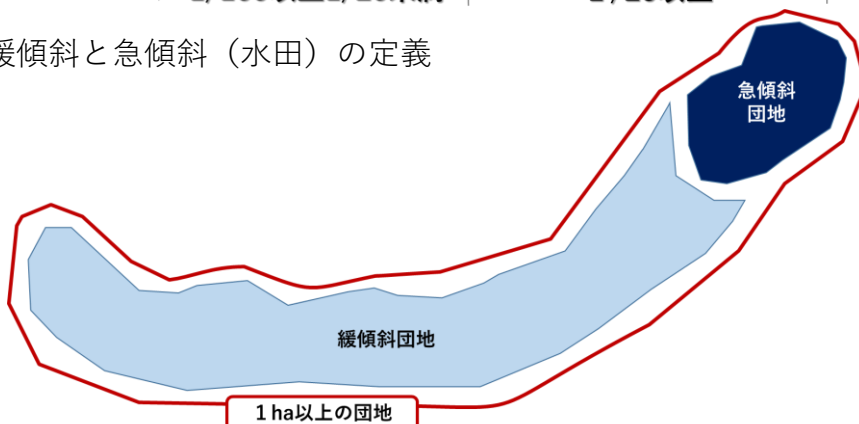


図 知事特認地域の団地設定要件

4 交付金の対象者

・集落等を単位とする協定を締結し、5年間（令和2～6年）農業生産活動等を継続する農業者。

～～農業所得要件の確認～～

農業従事者一人当たりの農業所得が同一都道府県内の都市部（栃木県は宇都宮市）の勤労者一人当たりの平均所得を上回る方は交付対象となりません。

計画書の認定時に市町・税務担当部署等に農業所得を確認する承諾書を提出いただくことが交付の条件になります。

5 交付単価について

耕作放棄の防止活動・多面的機能の増進する取組を行うことで8割分の交付単価で交付されます。さらに、「集落戦略」の作成に取り組むことで、残り2割（体制整備単価）を足して、10割単価での取組になります。

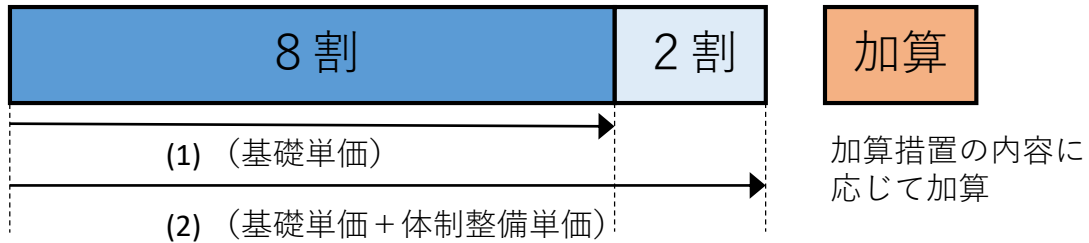
地目	区分	交付単価	
		基礎単価 (8割)	体制整備単価 (2割)
田	急傾斜(1/20以上)	16,800	4,200
	緩傾斜(1/100以上)	6,400	1,600
畑	急傾斜(1/20以上)	9,200	2,300
	緩傾斜(1/100以上)	2,800	700

6 交付金の使途と交付の流れ

- ・交付金については、協定参加者による話し合いにより、協定書へ取組を位置付けすることで、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。
- ・集落協定では、個々の協定参加者に個人配分することもできます。
- ・交付金は、予算の範囲内で交付されます。法指定地域においては、国(1/2)、県(1/4)、市町(1/4)で負担し、協定へ交付されます。
(知事特認地域は、国・県・市町ともに(1/3)負担)

7 交付対象となる活動と交付金の構成について

中山間地域等直接支払交付金は、大きく2つの取組で構成されます。その活動に加え、地域農業の維持・発展に資する取組は、内容に応じて交付単価に所定額が加算されます。（加算措置の内容は、国パンフ参照）



(1) 農業生産活動を継続するための活動（必須） **基礎単価（8割）**

以下、①と②を取り組むことで基礎単価が交付されます

- ①農業生産活動等 →耕作放棄地発生防止＋水路農道等の管理
- ②多面的機能を増進する活動→周辺林地の管理、景観作物の作付等

(2) 体制整備のための前向きな活動（選択） **体制整備単価（10割）**

・集落全体の現状や課題・対策について、協定参加者で話を行い、協定農用地の将来像をまとめた「集落戦略」を作成し、市町へ報告します。

～～集落戦略の達成要件～～

- ①毎年話し合い等の場を作る
(コロナウイルスの影響も鑑み、文書でのやりとりも可)
- ②地図を作成する
 - ・農業者の年齢階層別の就農状況が分かる地図
 - ・後継者の確保状況が分かる地図
- ③上記②作成した地図に以下の事項を記載する
 - ・農地法面、水路・農道等の補修・改良が必要となる範囲
 - ・既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
 - ・農作業の共同化、受委託等が必要となる範囲
 - ・その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要な事項
- ④上記③に記載した取組事項の実践
- ⑤作成した地図により集落全体の将来像を話し合いによりまとめる

8 交付金に上乗せされる「加算措置」の取組み

農用地の維持・管理していく取組活動に加え、地域農業の維持・発展に資する取組について**定量的な目標を設定して行う場合に、所定額が加算されます。**（予算の範囲内で加算されるため、満額交付されるとは限りません。）

加算項目	10a当たり単価	上限額	
① 棚田地域振興活動加算	10,000円 (田・畑)	なし	
認定棚田地域振興活動計画に位置付けされた農地（田1/20以上）で地域の振興を図る場合に加算 目標設定 ア 棚田等の保全に関する目標 イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮に関する目標 ウ 棚田を核とした棚田地域の振興に関する目標 ※ア～ウ各々に目標を1つ以上設定し、達成することが求められます。 3つ以上の目標には、①棚田の価値を活かした活動、②集落機能強化、③生産性向上に関する目標を定める必要があります。			
② 超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)	なし	
超急傾斜農地の保全と農産物の販売促進等の取組を図る場合に加算 (田：1/10以上、畑20度以上の農地が対象) 目標設定 ア 超急傾斜農地の保全 イ 超急傾斜農地で生産される農作物の販売促進等			
③ 集落協定広域化加算	3,000円 (地目に関わらず)	200万/年	
他集落の農用地を含めて協定を締結し、ア・イの場合に加算 目標設定 ア 主導的な役割を担う人材を確保（単年度） イ 人材確保した上で、目標設定し、取組を行う（複数年）			
④ 集落機能強化加算			
新たな人材の確保や集落機能（営農に関するもの以外）を強化する取組を行う場合に加算 目標設定 目標を定量的に1つ以上定める（農福連携、見回り活動等）			
⑤ 生産性向上加算			
生産性の向上を図る取組を行う場合に加算 目標設定 目標を定量的に1つ以上定める（農薬散布ドローン導入等）			

9 事業のスケジュールについて

協定の締結

- ・集落の現状、目標、役割分担等を地域話し合い、活動内容・交付金の使途を定めた協定を締結。

協定の提出・認定

- ・協定を市町に提出し、市町長が認定。

活動の実施と点検

- ・協定に基づき、活動を実施。
- ・市町は、実施状況を毎年確認。

収支報告

- ・市町へ年度毎に収支を報告。
- ・支出の証拠となる領収書・受領書を保存。

10 事業の適切な実施について

- ・活動を実施した際は、適切に事業を実施した旨の記録を残す（活動記録簿）とともに、協定の話し合いの記録、交付金関係書類、収支書類を5年間保存することが求められます。
- ・5年間の協定期間中に農業生産活動を中断した場合には、原則として協定の認定年度に遡って、該当農地についての交付金全額を返還することになります。
- ・ただし、農業者の死亡、高齢化、家族の病気等継続が困難な場合や公共事業による農地転用等では返還が免除されますので、市町担当者にご相談ください。（手続きが必要）

11 お問い合わせ先

市町の中山間地域等直接支払交付金担当課 栃木県農村振興課 農村環境担当(TEL 028-623-2338)または最寄りの農業振興事務所へお問い合わせください。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ● 上都賀農業振興事務所 TEL 0289-62-5236 | ● 芳賀農業振興事務所 TEL 0285-82-4720 |
| ● 下都賀農業振興事務所 TEL 0282-23-3425 | ● 塩谷南那須農業振興事務所 TEL 0287-43-1252 |
| ● 那須農業振興事務所 TEL 0287-23-2151 | ● 安足農業振興事務所 TEL 0283-23-1455 |